

表 1 - 国内の発生状況等に応じた対応レベルの概要

発生状況 \ 対象地	全国	発生地*周辺 (発生地から半径 10 km 以内)
通常時	対応レベル1	—
国内単一箇所発生時	対応レベル2	野鳥監視重点区域に指定
国内複数箇所発生時	対応レベル3	
近隣国発生時等	対応レベル2または3	必要に応じて適切な場所に野鳥監視重点区域を指定

※簡易検査や遺伝子検査が陽性で、発生が見込まれた場合や疑い事例の発生を含む。

表 2 - 対応レベルに応じたサーベイランスの実施内容

対応レベル	鳥類生息 状況等調査	ウイルス保有状況の調査				糞便採取調査
		死亡野鳥等調査				
		検査優 先種 1	検査優 先種 2	検査優 先種 3	その他 の種	
対応レベル 1	情報収集 監視	1羽 以上	3羽 以上	5羽 以上	5羽 以上	10月から12月にかけて飛来状況に応じて糞便を採取
対応レベル 2	監視強化	1羽 以上	2羽 以上	5羽 以上	5羽 以上	
対応レベル 3	監視強化	1羽 以上	1羽 以上	3羽 以上	5羽 以上	
野鳥監視重点区域	監視強化 緊急調査 発生地対応	1羽 以上	1羽 以上	3羽 以上	3羽 以上	

※ 死亡野鳥等調査は、同一場所(見渡せる範囲程度を目安とする)で数日間(複数羽の場合は、大量死あるいは連続して死亡が確認された時点から、おおむね3日間程度)の合計羽数が表の数以上の死亡個体等(衰弱個体を含む)が発見された場合を基本としてウイルス保有状況の調査を実施する。ただし原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。

※ 見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり、具体的数値を示すのは困難であるので、現場の状況に即して判断して差し支えない。

※ すべての種において、重度の神経症状が見られる等、感染が強く疑われる場合には1羽でも検査を実施する。特に野鳥監視重点区域では、感染確認鳥類の近くで死亡していた等、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査を実施する。

表3－検査優先種

(9目11科)

検査優先種1 (18種) … ①			
<b>カモ目カモ科</b>		<b>カイツブリ目カイツブリ科</b>	<b>チドリ目カモメ科</b>
ヒシクイ	コハクチョウ	カイツブリ	ユリカモメ
マガン	オオハクチョウ	カンムリカイツブリ	<b>タカ目タカ科</b>
シジュウカラガン	オシドリ	<b>ツル目ツル科</b>	オオタカ
コクチョウ	ヒドリガモ	マナヅル	ノスリ
コブハクチョウ	キンクロハジロ	ナベヅル	<b>ハヤブサ目ハヤブサ科</b>
			ハヤブサ
その他、重度の神経症状が観察された水鳥類			
検査優先種2 (9種) … ②			
<b>カモ目カモ科</b>	<b>タカ目タカ科</b>	<b>フクロウ目フクロウ科</b>	
マガモ	オジロワシ	フクロウ	
オナガガモ	オオワシ		
トモエガモ	クマタカ		
ホシハジロ			
スズガモ			
検査優先種3			
<b>カモ目カモ科</b>	<b>ペリカン目サギ科</b>	<b>チドリ目カモメ科</b>	<b>フクロウ目</b>
カルガモ、コガモ等 (①、②以外全種)	アオサギ	ウミネコ、セグロ カモメ等 (①、②以外全種)	コミミズク等 (①、②以外全種)
<b>カイツブリ目カイツブリ科</b>	<b>ツル目ツル科</b>	<b>タカ目ミサゴ科</b>	<b>ハヤブサ目</b>
ハジロカイツブリ等 (①、②以外全種)	タンチョウ等 (①、②以外全種)	ミサゴ	チョウゲンボウ等 (①、②以外全種)
<b>カツオドリ目ウ科</b>	<b>ツル目クイナ科</b>	<b>タカ目タカ科</b>	
カワウ	オオバン	トビ等 (①、②以外全種)	
その他の種			
上記以外の鳥種すべて。			
猛禽類以外の陸鳥類については、カラス類以外は国内では感染例が知られておらず、海外でも感染例は多くないことから、その他の種とする。			
野鳥監視重点区域においては、3羽以上の死亡が見られた場合の他、感染確認鳥類の近くで死亡していた等、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査対象とする。			
※重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。			
※検査優先種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。都道府県等は、この検査優先種を基本として地域の事情に合わせ独自の選定により適切な対応をすることを妨げない。			
※検査優先種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、海外や近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。			
※検査優先種1に該当しない希少種について、その希少性や生息状況等によっては、表12に示す羽数でなくても把握をすべき場合も想定されることから、必要に応じて、地方環境事務所に相談する(地方環境事務所は必要に応じて本省野生生物課に相談して対応する。)			